

学校感染症治癒証明書（登園許可書）の提出について

平素より学校の運営につきまして、ご協力をいただき、誠にありがとうございます  
 今回、学校保健安全法第19条に基づき、お子様が出席停止となりました。治癒後、医師の証明印を受けたのち、登園させてください。

なお、この登園許可書に関しまして、下記のことにご注意くださいますようお願いいたします。

記

- 1 新宿区学校医の医療機関（別紙一覧参照）に発行を依頼する場合は、すべて公費負担となり保護者負担はありません。
- 2 新宿区学校医以外の医療機関に依頼された場合は、その限りではありません。

《登園許可書》 ※医療機関記入欄

新宿区立 \_\_\_\_\_ 幼稚園 \_\_\_\_\_ 組 氏名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

出席停止の理由 該当する病名にチェックをお願いいたします。

第2種		出席停止の期間の基準 等		
インフルエンザ ( ) 型	発症した（発熱した日の翌日を1日とする）後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで			
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで			
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで			
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで			
風しん	発しんが消失するまで			
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで			
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで			
髄膜炎菌性髄膜炎				
第3種		出席停止期間の基準 等		
病状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで				
腸管出血性大腸菌感染症	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症		
流行性角結膜炎	ウイルス性肝炎	マイコプラズマ感染症		
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）				
その他	感染症名 ( _____ )			